

令和4年度 国の予算編成等に 対する提案

令和3年11月
兵庫県

新型コロナウイルスの第5波の感染拡大は収束し、本県に発せられていた緊急事態宣言も9月末で解除されました。しかし、これからも目に見えない敵との闘いは続きます。ワクチン接種を進めるとともに、感染の再拡大に備え引き続き医療提供体制の充実を図ることが求められます。

また、度重なる緊急事態宣言等により地域経済は大変厳しい状況に陥っています。影響を受けている事業者や国民の皆さんの暮らしを守るための取組が必要です。

地方自治体が地域の実情に応じた新型コロナ対策を講じられるよう、令和3年度における補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速・的確に行うとともに、令和4年度においても必要な財政措置を講じていただくようお願いいたします。

その上で、単にコロナ前の状態に戻すのではなく、もっと元気で安心な社会をめざしていかねばなりません。

超高齢社会に対応した医療・福祉の充実、子育て支援、学びの充実、地域経済の活性化、災害に強い県土づくり、デジタル化の推進など、地方自治体に取り組むべき課題は多岐にわたります。

こうした実情を理解いただき、令和4年度予算編成等に向け、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年11月

兵庫県知事 齋藤 元彦

I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化

《最重点項目》

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等 1
- 2 次なる波に備えた対策の強化 1
- 3 地域観光事業支援の期限延長等 2

《その他の主要項目》

- 1 事業者の資金繰り支援の強化 3
- 2 飲食店、交通事業者、芸術文化活動、農林水産事業者への支援 3
- 3 雇用確保対策の充実 4
- 4 生活福祉資金の継続等 4

II 新たな価値を生む経済の構築

《最重点項目》

- 1 ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実 5
- 2 水素社会の実現に向けた取組の加速 6

《その他の主要項目》

- 1 国内サプライチェーン網の強化 6
- 2 スタートアップの支援 6
- 3 新規就農者の育成支援 6
- 4 スマート農業の推進 7
- 5 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生 7

III 安全安心社会の先導

《最重点項目》

- 1 水上オートバイの危険行為等の対策強化 8

《その他の主要項目》

- 1 防災・減災、国土強靱化対策の推進 8
- 2 医師確保対策の推進 8
- 3 定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進 9
- 4 災害救助法の救助範囲の拡大 10
- 5 防災庁の創設 10

IV 未来を創る人づくり

《最重点項目》

- 1 認定こども園等における障害児の受入支援の充実 11
- 2 不妊治療等に関する更なる経済的負担の軽減 11

《その他の主要項目》

- 1 少人数によるきめ細かな授業の推進 12
- 2 学校のICT化の推進 12

V 個性を磨く地域づくり

《最重点項目》

- 1 土地利用の規制緩和 13
- 2 5Gなどデジタル基盤の整備加速 13
- 3 基幹道路ネットワーク整備の加速 14

《その他の主要項目》

- 1 スマートシティの推進 16
- 2 社会資本の老朽化対策の推進 16

VI 地方税財政の充実・強化等

《最重点項目》

- 1 ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持 17

《その他の主要項目》

- 1 令和4年度地方財政計画の充実 17
- 2 ゴルフ場利用税の堅持 18
- 3 固定資産税の安定的確保 18

I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化

《最重点項目》

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等【内閣官房、内閣府】

(1) 令和3年度における更なる増額

- ・ 今後の国における補正予算及び予備費において、早期に地方創生臨時交付金の更なる増額を行うとともに、感染対策や影響を受ける事業者の支援等で多額の事業費が生じているこれまで緊急事態宣言が多数発令された都道府県を対象に重点的な配分を行うこと。

(2) 令和4年度における継続・充実

- ・ コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等には期間を要すると考えられるため、令和4年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること。

2 次なる波に備えた対策の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保等【厚生労働省】

①入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

- ・ 新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保するため、空床補償の経費や宿泊療養施設借り上げ等に要する経費について、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。

②対象事業の拡充

- ・ 感染拡大防止のために医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること。

○高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用

○入院医療機関に対する運営経費支援

＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日(GW期間中24,000円/日)を支援＞

○回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援

〔本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援
(1病床増加あたり600万円)〕

○自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援

＜本県の対応：(訪問介護の場合)1日当たり訪問介護38,000円を支援＞

○長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援

＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞

新○市町が県と協力して行う感染者へのフォローアップに必要な事業経費

(2) 3回目以降のワクチン接種の推進 【厚生労働省】

- 新**・ 3回目以降の追加接種や交互接種について、市町村が行なう接種計画が円滑に進むよう、ワクチンの種類や供給スケジュール等の詳細を早期に示すとともに、希望に即したワクチン量を確保すること。

(3) 中和抗体療法等の推進 【厚生労働省】

- 新**・ 重症化防止に効果が期待できる中和抗体療法等について、必要な患者へ投与が行えるよう薬剤を確実に確保し、迅速な供給を行なうこと。

(4) 診療・検査医療機関等に対する支援の充実 【厚生労働省】

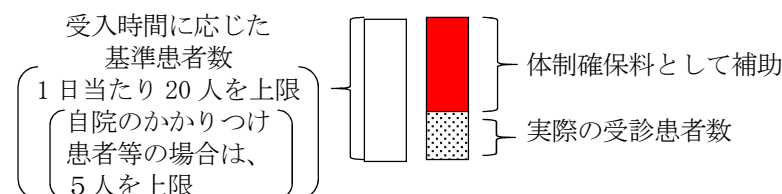
- 新**・ かかりつけ医による診療・検査を更に推進するため、時限的措置とされている診療報酬上の特例的な対応(※)の感染状況を踏まえた継続・加算や、令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業と同様の制度の創設など、診療・検査医療機関等に対する支援を充実させること。

※診療報酬上の特例的な対応（令和3年9月28日付事務連絡による）

区分		診療報酬の加算
疑い患者	検査	+ 250点（新設）（県HPで公表した機関のみ計上） <令和4年3月31日までの措置>
患者	外来での治療	+ 950点（新設）<臨時的な措置>
患者	往診での治療	+2,850点（+950点から拡充）<臨時的な措置>

※令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業

- 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助
[補助基準額]13,447円/人・日×(受入時間に応じた基準患者数－実際の発熱患者等の受診患者数)



(5) 国又は広域エリアでの疾病管理予防センター（CDC）の設置 【厚生労働省】

- 新**・ 感染症の危機管理を一元的に担う疾病管理予防センター（CDC）は、検証対象となる疫学データ量やマンパワーが一定程度必要なことから、単県ではなく、国又は広域エリアでの設置を検討すること。

3 地域観光事業支援の期限延長等 【国土交通省】

- ・ 来年1月以降も地域観光事業支援を実施できるよう、予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、予算の増額や追加配分を行なうこと。

《その他の主要項目》

1 事業者の資金繰り支援の強化

【経済産業省】

(1) セーフティネット (SN) 保証 4号及び危機関連保証の指定期間の延長

- 融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号及び危機関連保証の指定期間(※)を延長すること。

(※ 指定期間 SN保証4号：12月1日まで、危機関連保証：12月31日まで)

(2) セーフティネット (SN) 保証 5号の対象業種の拡大

- SN保証5号の指定対象業種について、コロナ禍の影響を受けているにも関わらず8月以降対象外とされている業種(※)があるため、対象業種を再び拡大すること。

(※ 県内地場産業で対象外とされた業種：線香、利器工匠具(かんな、のみ、包丁等))

[信用保証制度の概要]

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN保証4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	12月1日
SN保証5号	業種指定 〔 ～7月：1,145業種(全業種) 8～12月：535業種 〕	△5%	80%	—
危機関連保証	全国・全業種指定	△15%	100% (SN保証と別枠)	12月31日

2 飲食店、交通事業者、芸術文化活動、農林水産事業者への支援

(1) 飲食店に対する支援

【農林水産省】

- 新**・ Go To イートの食事券について、本県では10月22日から利用自粛を解除したが、12月15日までとされている利用期限を延長するとともに、緊急事態宣言等の長期化により大きな影響を受けた飲食店を支援するためにも、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること。

(2) 交通事業者に対する支援

【国土交通省】

① 感染症対策に資する実証運行支援事業

- 乗客の密度を上げないよう輸送人員減による減便回避の経費を支援する「地域公共交通活性化・継続事業」について、輸送人員の減少が長期化している現状を踏まえ、支援対象期間(現行：1ヶ月)を拡充すること。

② 鉄道事業者

- 収支悪化により、安全輸送設備に関する老朽化対策等の先送りを余儀なくされている地域鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、鉄道軌道安全輸送等整備事業の国庫補助率を引き上げること。(国1/3 → 1/2)

③ バス事業者

- 利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和(現行：15人以上→提案：2人以上)など支援措置を講じること。

④航空事業者

- ・ 航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること。
〔※本県 但馬－伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、
県が補助 [R3 当初予算額：1億7,957万円]〕

(3) 芸術文化活動に対する支援

【文化庁、経済産業省】

- ・ 本格的な芸術文化活動の再開・実施には相当期間を要すると考えられるため、令和2年度3次補正予算で計上された文化庁の「ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」や、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業」について、令和4年度も継続・充実して実施すること。

(4) 農林水産事業者への支援

【農林水産省】

- ・ 消費拡大に向けた大胆なキャンペーンを展開するとともに、令和2年度3次補正予算で計上された高収益作物次期作支援交付金、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業、特定水産物供給平準化事業、学校給食への食材提供等を支援する国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業を令和4年度も継続・充実するなど、農林水産事業者への支援を行うこと。

3 雇用確保対策の充実

【厚生労働省】

(1) 雇用調整助成金の支援拡充

- ・ 5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）について、縮減前と同等となるよう支援を拡充すること。

(2) 緊急雇用創出事業の創設

- ・ 労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

4 生活福祉資金の継続等

【厚生労働省】

- ・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を12月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること。
- ・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること。

II 新たな価値を生む経済の構築

《最重点項目》

1 ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実

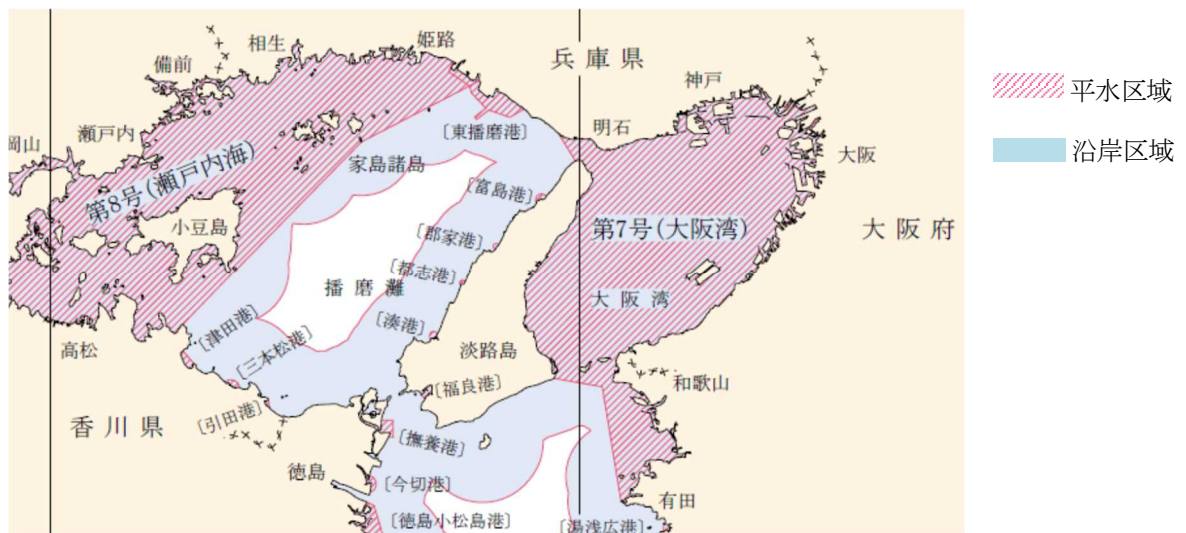
【国土交通省】

- 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること。

注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

- 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと。
 - 気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大
 - 母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



[県内のクルーズ船の航行可能区域]

平水区域	河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域 (航行可)
沿岸区域	陸岸より20海里までの航行区域 (原則航行不可)
うち限定沿海	母港から最強速力で往復2時間の区域 (一部航行可※)
	※ 限定沿海区域の基準に適合する船舶に限る。
うち沿岸区域	陸岸より5海里以内の水域 (航行不可)
近海区域	東経175度、東経94度、北緯63度、南緯11度の内側の水域 (航行不可)
遠洋区域	全水域 (航行不可)

船舶の種類	航行区域	航行できる海域		播磨灘の航行	要望内容
		平水区域	限定沿海区域		
平水区域船 (例: コンチェルト)		○	×	×	①一律ではなく細やかな区域設定 ②平水区域の要件を特定時季に限定
限定沿海船	高速船 (例: ジェノバI)	○	○	○	-
	クルーズ船 (例: 咸臨丸)	○	○	△	③限定沿海区域の時間延長

2 水素社会の実現に向けた取組の加速

【内閣官房、経済産業省、国土交通省】

- 新・ グリーンイノベーション基金の規模拡大など、水素に関する技術開発やインフラ整備等への支援を強化すること。
- 新・ 港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポートの形成」に向けた取組に対して支援すること。
- 新・ 2025年大阪・関西万博は、将来の水素社会の姿を人々に示す絶好の機会であり、万博を見据えた先導的取組に対して支援すること。

<県内の水素社会実現に向けた取組>

【川崎重工業(株)等】 豪州の褐炭を活用した国際水素サプライチェーン構築の実証事業を推進

【製鉄会社】 水素還元製鉄に挑戦

【県】 産学官が連携し、水素サプライチェーンの拠点化や水素エネルギーの地産地消の調査研究を実施。また、姫路港において、カーボンニュートラルポートの実現を検討（妻鹿日田地区等）

《その他の主要項目》

1 国内サプライチェーン網の強化

【経済産業省】

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、予算額と補助希望額が大きく乖離しているため(※)、予算枠の拡充を図るとともに、令和4年度以降も継続して支援すること。

※ 予算額、補助希望額の状況

予算額	補助希望額
R2年度一次補正：2,200億円	【第一次公募 (R2. 5. 22～7. 22)】
予備費の活用：860億円	1兆8,636億円
R2年度三次補正：2,108億円 (R3年度へ繰越)	【第二次公募(R3. 3. 12～5. 7)】
	3,118億円

2 スタートアップの支援

【内閣府、経済産業省】

- ・ スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市に選定された地方公共団体が取り組むスタートアップ・エコシステム形成のための情報発信、スタートアップの育成・定着支援、海外投資家誘致等との取組に対して、財政支援を行なうこと。

3 新規就農者の育成支援

【農林水産省】

- 新・ 令和4年度予算概算要求で打ち出された「新規就農者育成総合対策」(国庫1/2)について、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額国費負担とすること。

<全国知事会 緊急申し入れ (9月21日、10月25日)>

- ・ 事前に地方に対する協議や意見聴取もないまま、1/2の地方負担が唐突に盛り込まれたことは、国と地方の信頼関係を毀損することにつながりかねないもので、極めて遺憾。
- ・ 仮に地方負担が発生する場合、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、これまでの農業次世代人材投資事業と同様、全額を国費により措置されるよう強く求める。

4 スマート農業の推進

【農林水産省】

- ・ 大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域でスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入や普及を支援する予算を大幅に拡充すること。

5 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農林水産省、国土交通省、環境省】

(1) 栄養塩類管理に対する支援

- ・ 瀬戸内法改正により栄養塩類管理計画の策定が新たに導入された。計画の作成・実行にあたり、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響の調査、予測（シミュレーション）及び評価を行なう必要があるため、都道府県に対する財政的・技術的支援を行なうこと。
- ・ 栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するためのモニタリング体制の充実、評価手法の確立などに対する財政的、技術的支援を行うこと。

(2) 藻場・干潟等の再生・創出に対する支援

- ・ 瀬戸内法改正により藻場・干潟等が再生された区域等も自然海浜保全地区の指定対象に拡充されたこと、さらに温室効果ガスの吸収源としての役割（ブルーカーボン）も期待されることから、アマモの移植^(※)など藻場・干潟等の再生・創出活動を行う市民団体、企業等に対して補助制度を設け、地域における環境保全活動を促進すること。

（※ アマモの移植により期待される効果
アマモは静穏な浅海域の海底に生育する海草であり、アマモ等が群生する藻場を整備することで、魚介類の産卵・生息場、幼稚仔魚の隠れ場等となり、生物の多様性及び生産性の確保に向けて重要な役割を果たす。

- ・ 直立護岸に比べ勾配が緩やかで海生生物や藻場が生息・生育しやすい環境配慮型の護岸を整備する民間工場等に対して補助制度を設け、海域の生物多様性の保全を図ること。

(3) 栄養塩類供給のための調査研究の推進

- ・ 栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること。
- ・ 栄養塩類循環メカニズムの解明に関する調査研究及び取組を支援すること。

(4) 漁業者等の取組に対する支援

- ・ 栄養塩類供給のために漁業者が行う施肥（肥料を用いた栄養添加）等の取組に対して、国庫補助事業を創設すること。
- ・ 漁業者などが行う海底耕うん等に対して支援する「資源・漁場保全緊急支援事業」について、海底環境の改善をより促進するため、新型コロナの影響による実施時期要件や売上・操業日数要件を撤廃し、恒久化すること。

Ⅲ 安全安心社会の先導

《最重点項目》

1 水上オートバイの危険行為等の対策強化

【国土交通省】

- 新・ 水上オートバイをはじめマリレジャーをより安全に楽しめる環境づくりに向け、国においても水上オートバイによる危険行為等への対策を強化すること。

【兵庫県 水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議の設置】

- ・ 第1回会議を11月9日（火）に開催
- ・ 参加団体 [民間] 民間団体（講習実施機関、メーカー関連団体、利用者団体）、県漁連
[行政] 国交省神戸運輸監理部、海上保安庁（第五管区・第八管区）、神戸市、県警
[県] 庁内関係部局
- ・ 主な論点 ①利用者のルール遵守とマナー徹底 ②啓発・監視の実施・強化
③取締りの強化 ④法令等による水難事故防止の徹底
(県条例改正の検討、国への要望等)
- ・ 今後の予定 年内に第2回会議を開催。今後、年内または年度内を目途に対策の方向性をとりまとめる予定。

《その他の主要項目》

1 防災・減災、国土強靱化対策の推進

【農林水産省、国土交通省、総務省】

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）に必要な予算を、当初予算を含め、通常予算とは別で計画的・安定的に確保すること。
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること。

<兵庫県強靱化計画(国土強靱化基本法に基づく計画、R2.3改定)のR4以降の残事業費>

約6,000億円



(計画的・安定的な予算確保による事業効果)

区分	事業効果
治水対策	・ 市川（砥堀工区）、猪名川など11箇所の前倒し完了
津波対策	・ 南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に完了
山地防災・土砂災害対策	・ 358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
道路ネットワーク強化	・ 東播磨道のR6全線開通 ・ 緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了
老朽化対策	・ 道路橋の補修工事の完了を3年前倒し ・ トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進

2 医師確保対策の推進

【文部科学省、厚生労働省】

(1) 医師需給推計の見直し

- ・ 国は、医師の需給推計を踏まえて令和6年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めているが、推計の根拠が不明確であり、これに基づく医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(2) 医学部臨時定員増の継続

- 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和6年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること。

※ R3.8.27 厚生労働省・医療従事者の需給に関する検討会
 ・令和5年度の臨時定員については、現行どおり継続
 ・令和6年度以降については、「第8次医療計画等に関する検討会」等の議論の状況を踏まえ、検討

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

(3) 地域の実情に応じた地域枠の設置

- 将来時点(2036年)における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合計数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること。

<本県の地域枠（臨時定員を除く）の状況>

5～6名（年により異なる）（兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2～3名）

3 定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

【厚生労働省】

- 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること。
- 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること。

【国制度の問題点】

・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の看護分の報酬が「一般の訪問看護」の看護分の報酬を下回る。

<介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）>

（要介護1～4）

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880
4		32,760	△3,310
5		40,950	△11,500
6		49,140	△19,960

（要介護5）

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	4,690
5		40,950	△3,500
6		49,140	△11,690

4 災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府、総務省】

- ・ 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加、または、罹災証明関係業務の応援に関する経費について全額特別交付税措置を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・ 災害救助法では、救助範囲（災害救助費の対象）が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・ 発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・ 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に関して、他の自治体から応援職員を派遣する経費については、派遣元に最大で8割の特別交付税が措置される。残り2割は、協議により被災自治体に求償可能だが、協議手続きの事務負担が双方に生じることに加え、被災自治体に応じてもらえない場合、費用負担は派遣元となる。

5 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること。
- ・ 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること。

IV 未来を創る人づくり

《最重点項目》

1 認定こども園等における障害児の受入支援の充実

【厚生労働省】

- 新・ 私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度の在り方も含め、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること。
- 新・ 障害児を受け入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入障害児が1人であっても補助対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げること。

事業名	補助要件・額(年額)・負担区分	支障事例
私学助成(特別支援教育推進事業) [文部科学省]	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児2人以上 ・784千円/人 ⇒常勤保育士の平均年収:3,700千円(R2賃金構造基本統計調査)と比較して金額が低い ・国庫1/2・県1/2 	[幼稚園型認定こども園] 1・2号認定:文科省補助 3号認定:内閣府補助 ⇒同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。
子ども・子育て支援交付金 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)[内閣府]	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児2人以上 ・約784千円/人(月額65,300円/人) ・国庫1/3・県1/3・市1/3 	

2 不妊治療等に関する更なる経済的負担の軽減

【厚生労働省】

(1) 不妊治療前の検査費用に対する支援

- ・ 早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、治療前の検査費用についても、補助制度の創設など経済的負担の軽減を図ること。

<不妊治療ペア検査助成事業(R3兵庫県新規事業)>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
 - ①県内在住の夫婦(事実婚を含む) ②初診日における妻の年齢が43歳未満
 - ③夫婦そろって受診した者
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10(自己負担3割)
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

(2) 不育症治療・検査に対する支援

- ・ 早期に不育症の治療を開始し治療効果を高めるため、現在、国庫補助の対象となっていない検査や治療の費用についても、国庫補助の対象とするなど経済的負担の軽減を図ること。

<不育症治療支援事業(県事業)>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
 - ①県内在住の夫婦(事実婚を除く) ②初診日における妻の年齢が43歳未満
 - ③2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10(自己負担3割)、治療費用の1/2(自己負担5割)
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

(参考:国庫補助事業と県補助事業の対象比較)

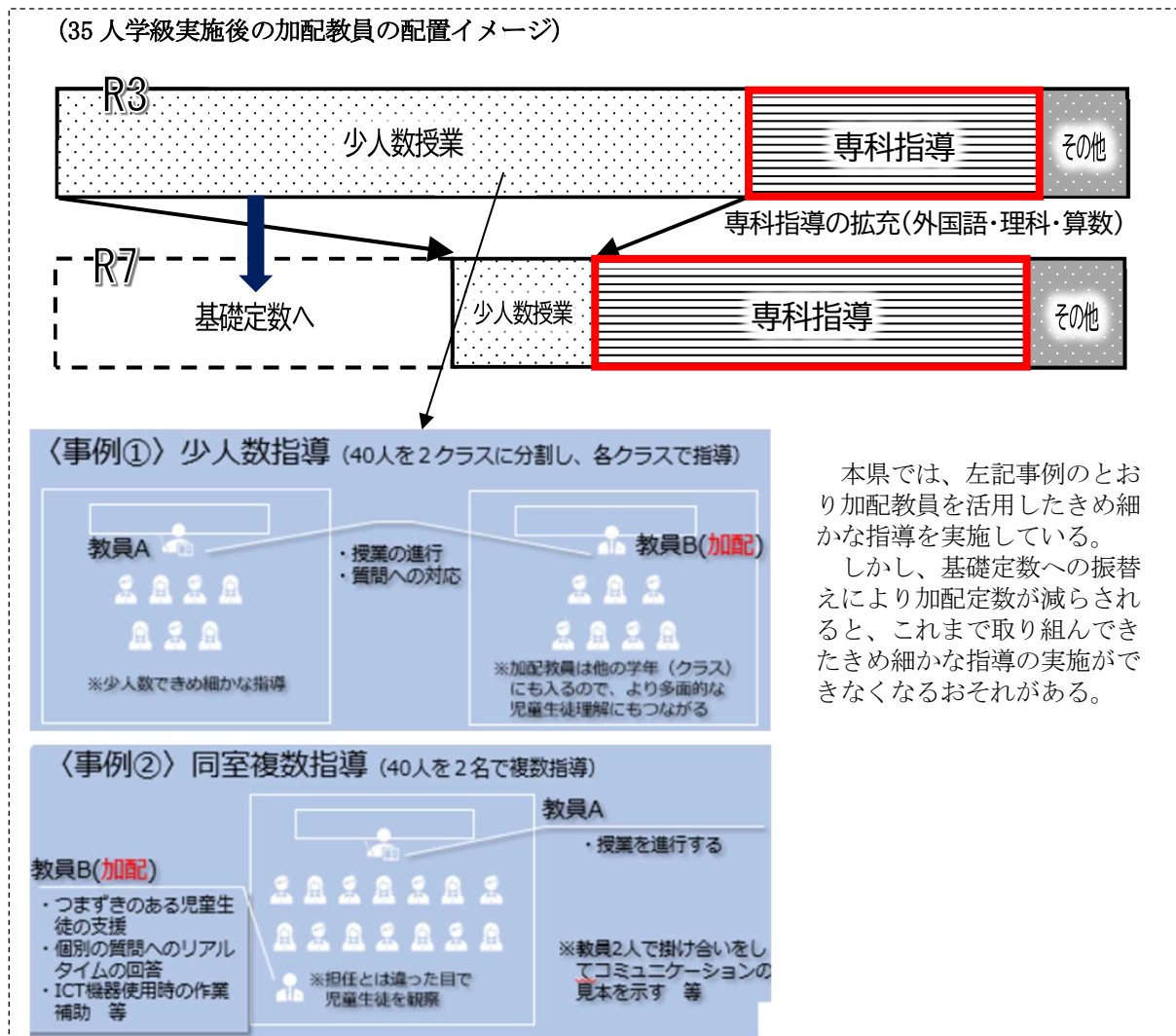
国補助	検査	流産検体を用いた染色体検査
県補助	検査	夫婦染色体検査、抗リン脂質抗体、血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)
	治療法(血栓治療)	ヘパリン療法、アスピリン療法

《その他の主要項目》

1 少人数によるきめ細かな授業の推進

【文部科学省】

- 義務標準法の改正により、令和3年度から小学校2年生より学年進行で実施される35人学級の実施に当たっては、きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数の拡充により対応すること。



2 学校のICT化の推進

【文部科学省】

- 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること。
- 今後必要となるAIドリルなどの先端技術や教育ビッグデータの活用について、財政措置を講じること。
- 学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること。

〔※ SINET: 国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能〕

V 個性を磨く地域づくり

《最重点項目》

1 土地利用の規制緩和

【農林水産省、国土交通省】

- 新・ 人口減少が進む中、地域の魅力を創り出し活性化を図るため、市街化調整区域や農振農用地区域などの土地の柔軟な活用に向けて、規制緩和も含めた土地利用のあり方について、国としても検討を行うこと。

【兵庫県 土地利用推進検討会の設置】

- ・ 各分野（法律・都市計画・地域振興・農林・商工）の有識者及び県内市町長で構成
- ・ 第1回検討会（令和3年11月5日開催）の検討内容

検討項目	内容
都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い	都市計画法改正に対応し、市街化調整区域における災害イエロー区域において、一定の安全基準を満たすこと等を要件に開発を可能とすることを検討。
地域活性化のための日影規制の合理化	まちづくりのニーズに的確に対応するため、地区計画等の区域その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域等については、日影規制の対象から除外することを検討。
空家等の活用及び流通の促進	人口減少の本格化により空家が増加しているため、市町の申出により、県が空家等の活用を特に促進すべき区域を指定し、用途変更や接道基準などの規制の特例措置や、流通促進に向けた支援等を行うことを検討。

※第2回検討会を年内に開催し、「農振法・農地法の下での土地利用」について検討する予定。

2 5Gなどデジタル基盤の整備加速

【内閣官房、総務省】

- 新・ 都市部に遅れることなく全ての地域で基地局の整備が進むよう、5G投資促進税制の延長・拡充など、財政支援を強化すること。
- 新・ 中小企業によるローカル5Gの利用促進に向け、システム構築等に要する技術的・財政的支援制度を拡充すること。
- ・ 自治体によるハード・ソフトのデジタル化推進事業に活用できる、自由度の高い交付金を創設すること。

3 基幹道路ネットワーク整備の加速

【国土交通省】

- ・ 基幹道路ネットワークの早期完成に向け、事業中路線の整備促進やミッシングリンク早期事業化、特に山陰近畿自動車道の権限代行に向けた直轄調査を実施すること。

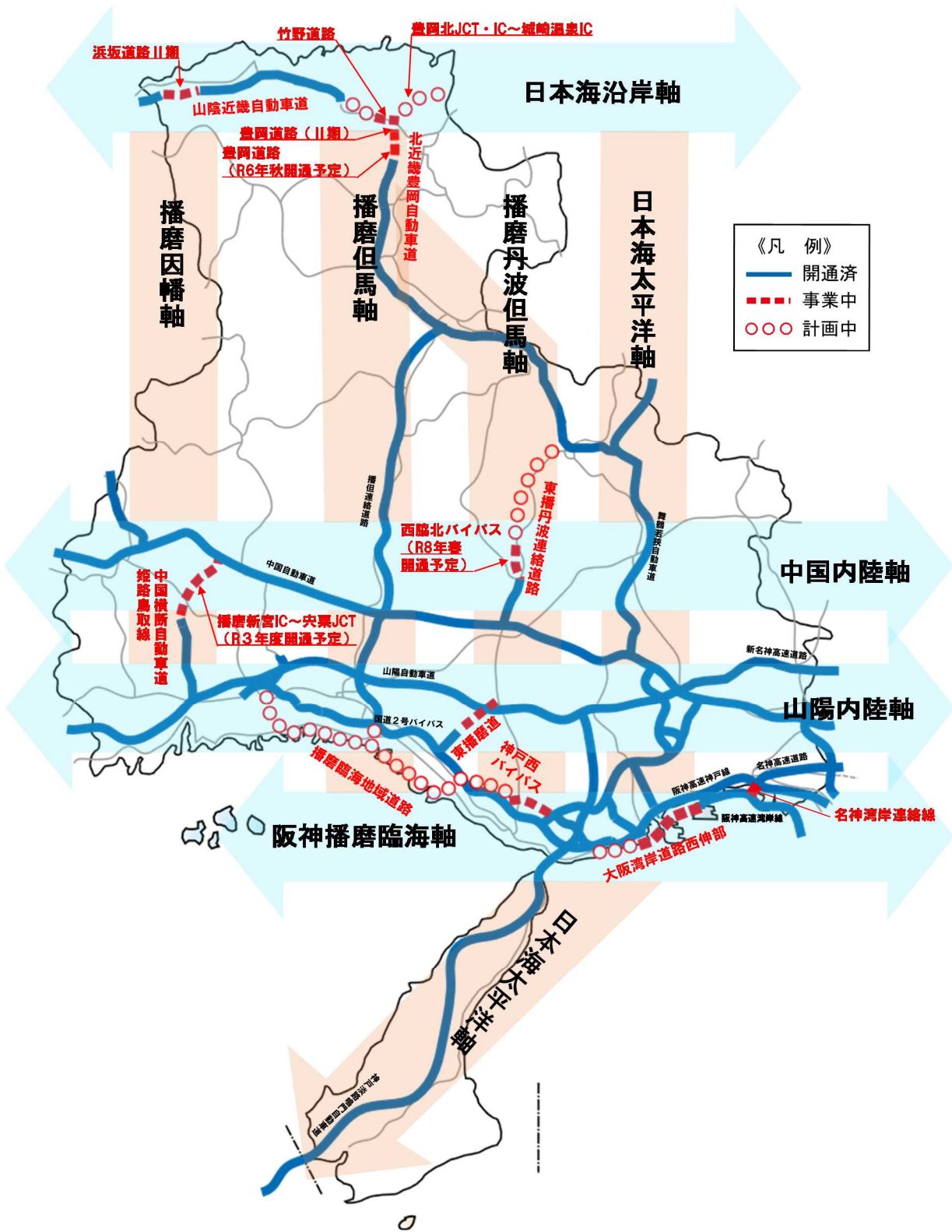
<事業中路線の整備促進>

路線名	要望内容
名神湾岸連絡線 [直轄]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通 ・ 有料道路事業の導入による整備財源の確保・事業促進 ・ 阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
大阪湾岸道路西伸部 [直轄・阪高] (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進
神戸西バイパス [直轄・NEXCO]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工 ・ 有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・ 一般道路部の着実な整備促進による専用道路部との同時開通
東播丹波連絡道路 [直轄]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道175号西脇北バイパスの令和8年春の確実な開通
北近畿豊岡自動車道 [直轄]	
豊岡道路 (但馬空港IC～豊岡IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年秋の確実な開通
豊岡道路(Ⅱ期) (豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期工事着手に向けた事業促進
東播磨道(北工区) [県事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に必要な予算確保
山陰近畿自動車道 [県事業]	
浜坂道路Ⅱ期 (居組IC～新温泉浜坂IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル等大規模工事施工に必要な予算確保
竹野道路 (竹野IC～豊岡北JCT・IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期用地買収に向けた予算確保

<ミッシングリンクの早期事業化>

路線名	要望内容
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期事業化に向けた手続きの推進 (速やかな都市計画・環境影響評価に向けた詳細ルート・構造の検討) ・ 早期完成に向けた検討 <ol style="list-style-type: none"> ①国と県の役割分担による整備(播但連絡道路の東側は国、西側は県) ②有料道路事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> 〔 有料道路事業の料金徴収期間の延長 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策 ③播但連絡道路接続部の早期整備 〕
山陰近畿自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC間 (R3年度内都市計画決定予定) の権限代行に向けた直轄調査の実施 ・ 直轄権限代行等が速やかに実施できる国(地整局)の体制・機能の強化・拡充
東播磨丹波連絡道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇北バイパス以北(西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域)の早期事業化に向けた調査促進

兵庫県の基幹道路(八連携軸)



《その他の主要項目》

1 スマートシティの推進

【内閣官房、総務省】

新・ ビッグデータや先端 ICT を活用し地域課題解決を図るスマートシティの取組を推進するため、以下の措置を講じること。

- 健診データや地図データ等のオープンデータの標準化を国主導で迅速に進めること。
- 国が実施するスマートシティ関連事業について、データ連携基盤構築やデータ連携に必要なアプリケーション開発に対する専門人材派遣など技術的支援を拡充すること。また、採択枠の拡大や当面の間の維持管理費の補助対象化など財政的支援を強化すること。

2 社会資本の老朽化対策の推進

【国土交通省】

- ・ 老朽化対策の推進に必要十分な予算を、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、当初予算を含め、通常の前算とは別枠で計画的・安定的に確保すること。

＜ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画＞ 計画期間：R1～R10年度

施設		実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁		705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装（道路）		950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス		6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑲舗装（港湾）	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物（照明灯・標識（大型）等）		5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設		400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート		4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド		5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場		51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰		57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸閘		148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸		8.8km	64億円			

VI 地方税財政の充実・強化等

《最重点項目》

1 ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持

【総務省、経済産業省】

- ・ ガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること。

<参考：全国知事会（税財政常任委員会）要望（R3.11）抜粋>

小売全面自由化、導管部門の法的分離が行われてもなお、事業全体として消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有している。現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模なLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

ガス供給業の中でも、導管事業は総括原価方式の規制料金が制度として維持されており、電気供給業における送配電事業と同様、収入金額課税制度を引き続き維持することは当然である。

また、製造・小売部門についても、中小法人は2018年度（平成30年度）税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済みであり、収入金額により課税されているのは、経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくい。加えて、これらの大法人は20万kℓ以上の大規模なLNG基地を有しており、地元自治体から多大な行政サービスを受託している状況は変わらない。

こうしたガス供給業を取り巻く状況を踏まえれば、大法人に係る収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

[兵庫県内における影響額（R元年度決算額をベースに試算（特別法人事業譲与税を含む。））]

現行制度 A	所得+外形課税とした場合 B	影響額 B-A
26億円	6億円	▲20億円

《その他の主要項目》

1 令和4年度地方財政計画の充実

【総務省】

- ・ 地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

【税収の推移】

（単位：百万円、%）

区 分	R元年度	R2年度		R3年度		
			前年度比		前年度比	R元年度比
(地消増税除き) 全税目計	(791,446) 795,119	(760,805) 801,039	(▲ 3.9) 0.7	(716,446) 764,700	(▲ 5.8) ▲ 4.5	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	252,786	231,434	▲ 8.4	194,371	▲ 16.0	▲ 23.1
法人2税	168,865	152,664	▲ 9.6	134,471	▲ 11.9	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	83,921	78,770	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	(191,364) 195,037	(181,598) 221,832	(▲ 5.1) 13.7	(182,982) 231,236	0.8 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は決算、R3年度は当初予算

※令和4年度地方財政収支の仮試算

令和3年度地方財政計画と比較すると、地方税+4.8%、地方譲与税+25.6%で試算されている。

2 ゴルフ場利用税の堅持

【総務省、文部科学省】

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。

3 固定資産税の安定的確保

【総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 特例措置の廃止等

- 令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられたが、固定資産税は市町における基幹税であり、新型コロナウイルス3感染症に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきであることから、令和3年度限りで確実に廃止すること。

<R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置>

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

(2) 償却資産に関する固定資産税の堅持

- 償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。